

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月及び同年4月

私の国民年金保険料は、納税組合を通し、他の税金と一緒に、1月から10月まで毎月、組合の係の人が集金に来ており、国民年金保険料に未納が無いと思っていた。今回、申立期間が未納であることを知り、役場に未納期間について聞きに行ったところ、「還付されている。」と言われたが、還付された記憶は無く、申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A町(現在は、B町)の国民年金被保険者名簿の検認記録欄により、申立人は、昭和52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を52年11月に、53年4月から54年3月までの期間の保険料を53年12月にそれぞれ一括して納付したことが確認できる。

また、申立期間について、申立人は、出稼ぎにより昭和52年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA町の国民年金被保険者名簿共に、53年5月1日が厚生年金保険の資格喪失日かつ国民年金の資格取得日と記載され、同年3月分の国民年金保険料を同年2月28日に、同年4月分の保険料を54年1月16日に還付されていたことが確認できる。

しかしながら、当該厚生年金保険の資格喪失日については、前述のとおり、当初、昭和53年5月1日であったものが、日本年金機構が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は同年3月31日となっているとともに、事業主が届出した健康保険厚生年

金保険資格喪失届の喪失年月日も同年3月31日となっていることから、平成15年3月17日に昭和53年3月31日に変更されていることがオンライン記録により確認でき、申立期間は本来、国民年金の強制被保険者となるべき期間であったことから、社会保険庁（当時）の記録を前提としても、当時の資格喪失手続の不手際がうかがわれ、事実と異なる資格喪失手続によって、申立期間の国民年金保険料が還付されたものと認められることから、申立期間の保険料については、納付されていたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

私の母が、申立期間当時、A町のB婦人会へ家族全員の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人を含む家族全員の国民年金保険料をA町のB婦人会に納付していたとしているところ、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について保険料を全て納付している上、申立期間当時同一世帯であった申立人の父、母、兄及び姉の国民年金納付記録を確認すると、父及び母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から満60歳で資格喪失するまで保険料を完納しており、兄及び姉は、20歳から申立期間を含む保険料を完納していることから、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「私の母が、申立期間当時、A町のB婦人会へ家族全員の国民年金保険料を納付していた記憶がある。」としているところ、A町では、「昭和38年にB婦人会は設立され、同年から平成14年頃まで国民年金保険料の集金が行われていた。」と回答していることから、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に同番号が払い出されている被保険者の状況から、昭和47年8月から48年5月までの間に払い出されたものと推認できるところ、同番号が同年4月までに払い出されていた場合は、前述のA町のB婦人会において現年度納付

が可能な上、同年5月に払い出されていたとしても、申立人の兄の納付状況をみると、同番号の払出し前の期間である昭和39年度の保険料は、過年度納付されたものと推認できることから、申立人についても、同様に払出し前の期間について、過年度納付することは可能であったものと考えられる。

加えて、申立人によると、当時、申立人の家族はC業及びD業を営み、閑散期には、申立人、兄及び父は出稼ぎをし、地域でも収入は多かった方だと言うと主張しており、申立期間の前後を通じて生活状況に特に変化は無かったとしているところ、前述のとおり、申立期間を除き、申立人の家族の保険料は全て納付されていることから、申立人の主張に不自然な点はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から同年11月まで

私の国民年金保険料は、母に頼んで納付していた。母に確認したが、「頼まれて納めに行ったことはあるが、昔のことは覚えていない。」としている。しかしながら、私は母に申立期間の保険料の納付を頼んで納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金加入手続は母が行い、母に頼んで国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、その母は、「保険料の納付を頼まれたことはあるが、昔のことで納付時期、納付方法、納付金額等は覚えていない。」と供述しており、当時の納付状況は曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立期間について、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、保険料を過年度納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成4年3月まで

私は、昭和54年11月*日に結婚し、その年の11月から夫と共に国民年金保険料を納付してきた。昭和60年度から62年度までは未納であったが、63年4月からの保険料は、夫がA協同組合（現在は、B協同組合）で納付していた。

それにもかかわらず、夫の国民年金保険料が納付とされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年4月以降の国民年金保険料については、私の夫が、夫婦二人分をA協同組合C支所で口座振替か、窓口で現金納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたとするB協同組合に照会したところ、「D市の指定金融機関にはなっていたが、口座振替記録及び国民年金保険料納付書控え等の保存年限を経過しており、資料は無い。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人の夫は、E業とF業を営んでおり、申立期間の収入は相応にあったと述べているところ、申立期間のうち、昭和63年度及び平成3年度は冷害に見舞われ、元年度は消費税が導入されており、経営にも少なからず影響があったものと考えられる上、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、経営規模を拡大したとする昭和58年度及び59年度は国民年金保険料の申請免除承認期間となっており、60年度から62年度は保険料の未納期間となっている。

さらに、申立人の夫の昭和63年度の国民年金保険料納付済期間のうち、平成元年2月及び同年3月分は、同年7月5日に納付書が作成され、同年8月30日に過年度納付していることが確認できる上、複数の期間について、2か月から5か月分の保険料をまとめて納付していることが確認できるほか、申立人に対して、4年7月6日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は当該過年度納付書作成時点において、申立期間のうち、時効が完成している期間以外の保険料が未納であったものと推認され、申立人の夫は、必ずしも定期的に夫婦の保険料を納付していたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間は46か月と長期間であり、このような長期にわたり、同一市町村において申立人の記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の夫は、過年度納付について「記憶が無い。」とし、申立期間の国民年金保険料の納付金額についても、夫婦共に「はっきりした記憶は無い。」としているなど、保険料の納付状況が明確ではない。

このほか、申立人及びその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年6月までの期間及び60年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年6月まで
② 昭和60年1月

申立期間①及び②については、私が会社を辞めていた期間であり、A区役所又はB区役所のC課から国民年金保険料を納付してくださいと郵便で連絡があった。申立期間①については、昭和54年春又は夏頃に3万円から4万円、申立期間②については、60年春頃に5,000円ないし8,000円をA区役所又はB区役所の窓口で一括納付したことをはっきり覚えている。領収書は紛失して持っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により昭和63年10月25日以降に払い出され、国民年金被保険者資格は、いずれも当該時点から遡及して53年12月26日取得、54年7月10日喪失、60年1月11日に再取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は既に時効により納付することはできなかつたものと考えられる上、オンライン記録を確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人は、「A区役所又はB区役所のC課から国民年金保険料を納付してくださいと連絡があった。」と主張しているものの、A区役所では、「申立期間当時、C課窓口において、国民年金保険料の徴収は担当していない。」と回答しており、B区役所においても、「申立期間当時、C課では国民年金は取り扱っていない。」と回答している上、申立人の国民

年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 12 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 56 年に結婚してから免除の申請を行ってきており、申立期間についても免除の申請をしているはずなので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の全てについて免除を申請したはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金保険料の免除記録は、オンライン記録により、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間について免除されていることが確認できるものの、申立期間については、免除されている記録は確認できない上、当該免除記録のうち、免除申請日の確認できる 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人及びその妻の申請日は同日であることが確認できることから、申立人及びその妻の免除申請は一緒に行われたものと推認できるところ、その妻についても、申立期間が免除されている記録は確認できず、免除を受けた時と同様に免除の申請手続を行ったと主張する 4 回もの免除記録の全てが夫婦共に欠落するとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月頃から58年3月頃まで
② 昭和58年4月頃から同年9月頃まで
③ 昭和58年10月頃から59年3月頃まで
④ 昭和59年10月29日から60年4月15日まで

申立期間①から③までについて、公共職業安定所の紹介で、A社（現在は、B社）C工場に出稼ぎした。C工場は主にD製品の組立で、私の最初の仕事はE業務だった。班長及びF県から来て同じ宿舎で寝泊まりした4人は、名前が思い出せない。

申立期間④について、G社に所属して、仕事の内容はH業務。小さな会社で、事務所と宿舎が一つになっており、出稼ぎは私だけ。上司その他の名前は忘れた。

年金機構が勝手に記録を消したにもかかわらず、消えた記録が真実と証明できなければ認めないというのは、誠に理不尽である。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、B社では、「当該期間については、申立人の在籍記録が無いため、回答できない。」としている上、I健康保険組合では、「当該期間については、申立人の健康保険資格記録が残っていないため、確認できない。」と回答している。

また、申立期間①から③までにおける当時の事務担当者、申立人が記憶している組立の班長及びF県から来て同じ宿舎で寝泊まりした4人については、個人が特定できなかったことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することがで

きない。

さらに、B社で厚生年金保険の加入記録のある従業員の中に、季節労働者と思われる厚生年金保険被保険者記録が複数確認できるところ、これらの従業員のうち連絡が取れた者に照会したものの、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、当該期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険の加入記録は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿と一致している。

申立期間④について、雇入通知書の記載（昭和59年10月29日から60年4月15日までの期間）及び雇用保険の加入記録（59年10月29日から60年4月30日までの期間）により、申立人がG社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、G社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、名称変更したJ社は既に破産決定しており、その破産管財人は、「最後の事業主は、当時の資料は既に廃棄しているため、厚生年金保険料の控除等は不明としている。当時の担当者も定かでない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人が記憶している元上司及び元同僚を特定することはできなかった上、当該期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員のうち連絡が取れた者に照会したものの、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所で当該期間において厚生年金保険の加入記録のある従業員の中に、厚生年金保険と雇用保険の加入期間が一致しない者が複数確認でき、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険及び雇用保険に一律に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、当該期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者の中に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。